

## 新規に日本に参入する海外の資産運用会社等による 英語での提出を認める書類一覧（添付書類を含む）

- 登録申請書（金商業府令第5条）
- 登録申請書記載事項の変更届出（金商業府令第20条第1項）
- 業務の内容又は方法の変更届出（金商業府令第21条）
- 変更登録申請書（金商業府令第22条第1項及び第2項）
- 営業保証金の供託の届出等（金商業府令第25条第1項及び第2項）
- 営業保証金に代わる契約の締結の届出等（金商業府令第27条第1項、第2項及び第4項）
- 兼職の届出（金商業府令第31条）
- 対象議決権保有届出書（金商業府令第36条）※第39条において準用する場合を含む
- 特定主要株主となった旨の届出（金商業府令第38条の2）
- 特定主要株主以外の主要株主となった旨の届出（金商業府令第38条の5）
- その他業務に係る届出（金商業府令第69条）
- その他業務の承認申請（金商業府令第70条第1項及び第2項）
- 事故の確認の申請（金商業府令第120条）
- 事業報告書（金商業府令第182条第1項）
- 説明書類（金商業府令第183条第1項）
- 説明書類の縦覧期限の承認申請（金商業府令第190条第1項、第2項及び第4項）
- 事業報告書の提出期限の承認申請書（金商業府令第191条第1項、第2項及び第4項）
- 休止その他の届出（金商業府令第201条各号及び第202条各号）
- 廃業等の届出（金商業府令第204条第1項及び第2項）

---

<sup>1</sup> 金融商品取引業等に関する内閣府令

- 金融商品取引業等の廃業等の公告の届出(金商業府令第 205 条第 3 項及び第 4 項)
- 金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出 (金商業府令第 244 条第 1 項及び第 3 項)
- 金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更届出 (金商業府令第 244 条の 2)
- 金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出 (金商業府令第 245 条)
- 金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務の廃止等の届出 (金商業府令第 246 条)
- 営業保証金の取戻しに係る承認申請書 (営業保証金規則<sup>2</sup>第 14 条第 1 項)
- 営業保証金の保管替えに係る届出書 (営業保証金規則第 16 条第 4 項)

---

<sup>2</sup> 金融商品取引業者営業保証金規則